

令和 7 年度相談支援従事者指導者養成研修会

PG D-2 行政説明

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室
相談支援専門官 小川 陽

はじめに

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省 2
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

1 - ③

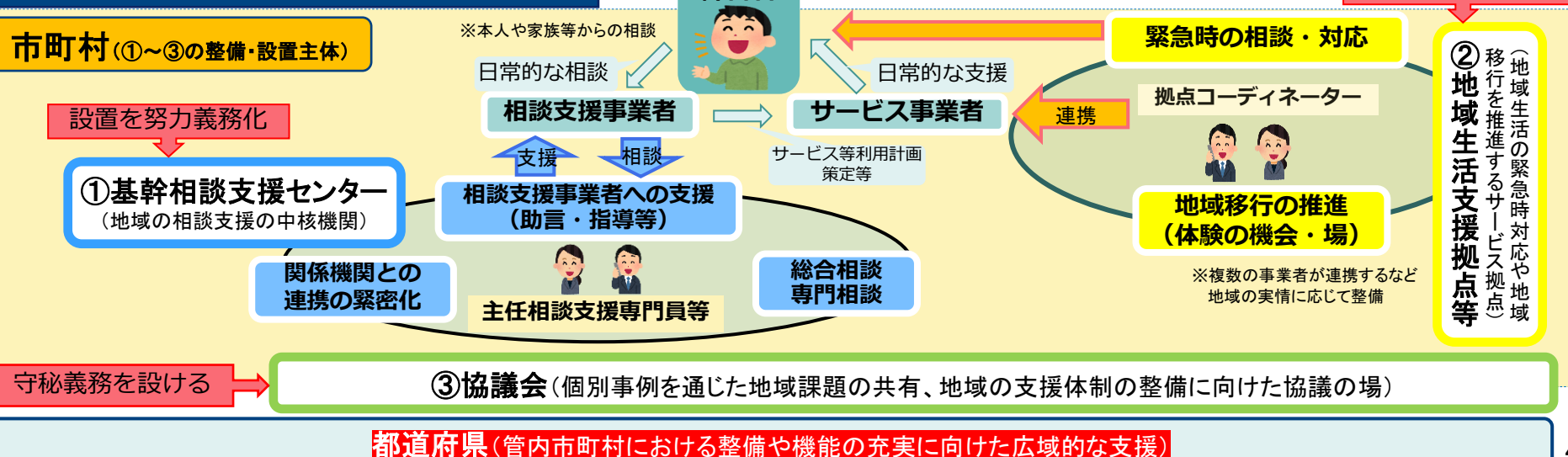
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

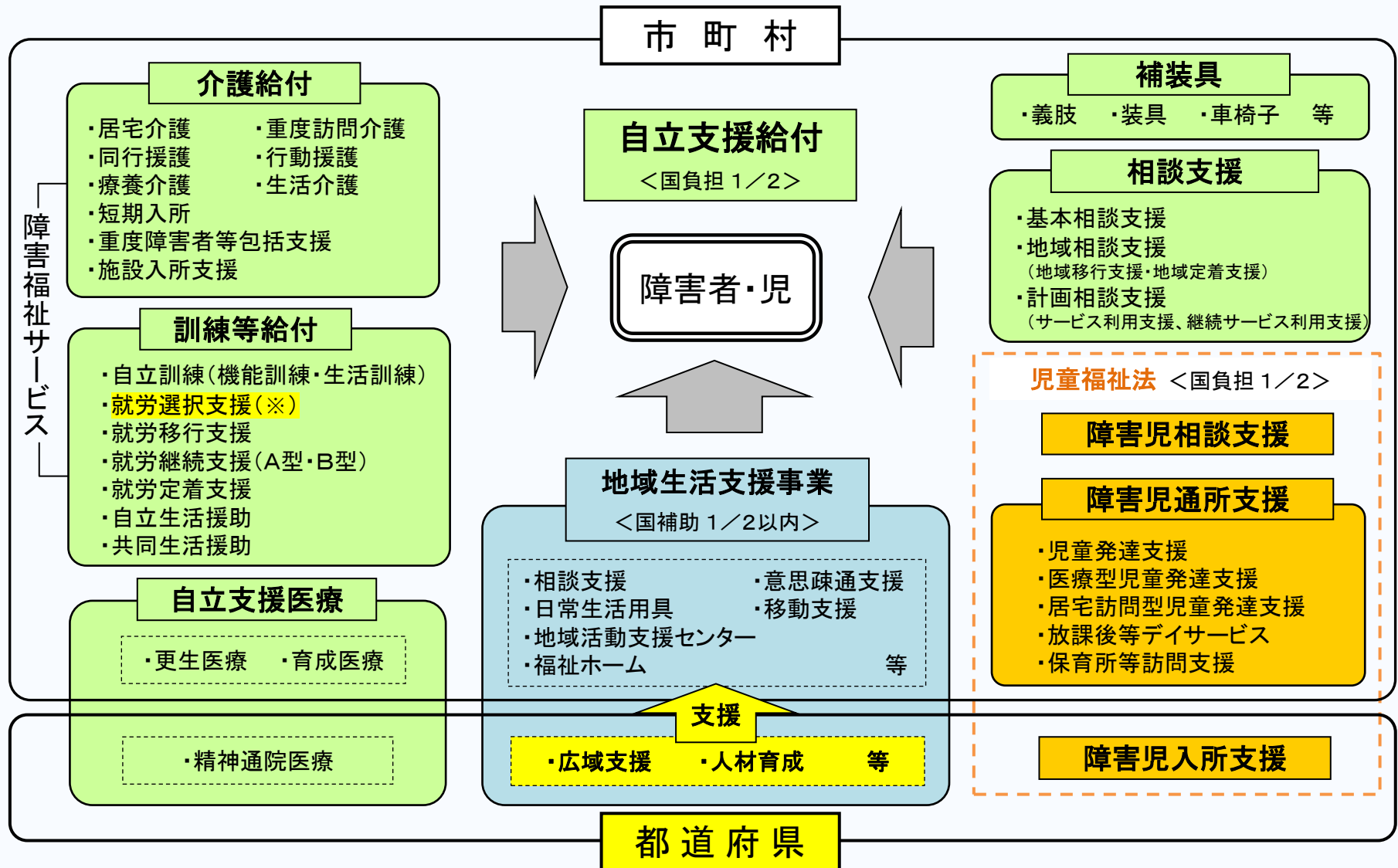
本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



1

障害者総合支援法における 都道府県の役割と広域支援

障害者総合支援法等における給付・事業



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

障害者総合支援法における都道府県の役割

相談支援関連について

第二条の二項

都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

都道府県の地域生活支援事業

第七十八条

都道府県は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として主務省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、第七十七条第三項各号に掲げる事業の実施体制の整備の促進及び適切な実施を確保するため、市町村に対し、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 都道府県は、前二項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

次期報酬改定に向けた検討

1-2

これまでの障害福祉サービス等報酬改定

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	○良質な人材の確保 ○地域生活基盤の充実 ○事業者の経営基盤の安定 ○中山間地域等への配慮 ○サービスの質の向上 ○新体系への移行促進	+ 5.1%
平成24年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	+ 2.0%
平成26年度改定	○消費税率の引上げ(8%)への対応	+ 0.69%
平成27年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等	± 0%
平成29年度改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.09%
平成30年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	+ 0.47%
令和元年10月改定	○消費税率の引上げ(10%)への対応 ○障害福祉人材の処遇改善	+ 2.00% 〔 処遇改善: 1.56% 消費税 : 0.44% 〕
令和3年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援 ○効果的な就労支援 ○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 ○感染症等への対応力の強化 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 ○持続可能性の確保	+ 0.56% 〔 ※うち、コロナ対応に係る 特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間) 〕
令和4年10月改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.72%
令和6年度改定	○福祉・介護職員等の処遇改善 ○障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり ○医療と福祉の連携の推進 ○社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細やかな対応 ○持続可能性の確保	+ 1.12%

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 原則として令和6年4月1日に施行（2月6日に報酬改定案をとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月15日に報酬告示の改正、同29日に関係通知の発出）

- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行う**とともに、**障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点**から、経営実態を踏まえた**サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。

○ 障害者が希望する地域生活の実現

- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等

○ 多様なニーズに応える専門性・体制の評価

- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
- ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等

○ 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価

- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。
なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
- ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
- ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等

○ その他

- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

[参考資料] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抄)①

(令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ)

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

- ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

- ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

- ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

- ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- ・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

令和6年度改定

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

相談支援に関する情報について（厚生労働省HP）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等 > 障害福祉サービス等 > 6 相談支援

(1) 相談支援 (2) 基幹相談支援センター (3) (自立支援) 協議会
(4) 障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱い等について

- ・ 相談支援業務に関する手引き（令和6年3月）
- ・ 相談支援のQ&A ・ 自立支援協議会の設置・運営ガイドライン（令和6年3月）等掲載

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 統計情報 > 8 障害者相談支援事業の実施状況等について > 市町村別データ（令和6年3月末時点）

各自治体の支給決定者（児）数とセルフプラン率（令和6年3月末時点）

	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	障害者総合支援法分 (令和6年3月末時点)		児童福祉法分 (令和6年3月末時点)	
				障害福祉サービス等 受給者数	セルフプラン率	障害児通所 支援受給者数	セルフプラン率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%
	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%
	神奈川県	横浜市の	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%
	神奈川県	相模原市の	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%
	新潟県	新潟市の	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%
	静岡県	静岡市の	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%
	静岡県	浜松市の	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%
	愛知県	名古屋市の	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%
	大阪府	大阪市の	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%
	大阪府	堺市の	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%
	兵庫県	神戸市の	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%
	広島県	広島市の	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%
	福岡県	福岡市の	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%

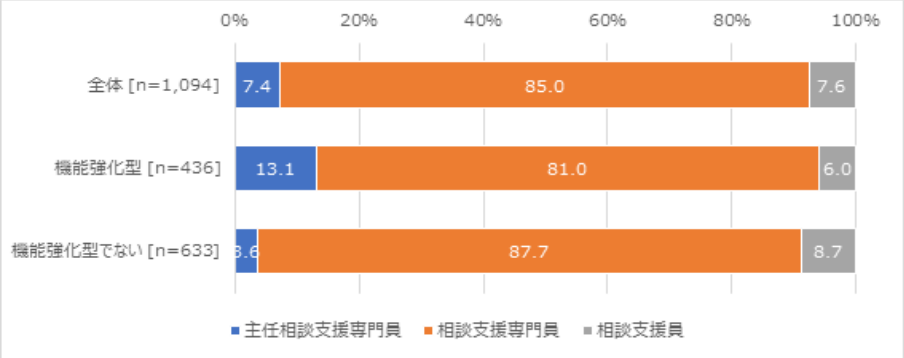
障害児支援利用計画におけるモニタリング設定期間について

令和6年3月末時点																		
自治体規模	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	モニタリング対象者数 (人)	児童福祉法分													
					モニタリング設定期間													
					毎月	2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		6ヶ月		12ヶ月		その他		
				(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	2,832	111	3.9%	0	0.0%	956	33.8%	0	0.0%	1,765	62.3%	0	0.0%	0	0.0%
	宮城県	仙台市	1,066,362	1,098	76	6.9%	80	7.3%	523	47.6%	0	0.0%	273	24.9%	0	0.0%	146	13.3%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	2,313	26	1.1%	4	0.2%	190	8.2%	21	0.9%	2,035	88.0%	35	1.5%	2	0.1%
	千葉県	千葉市	978,899	3,936	36	0.9%	16	0.4%	399	10.1%	27	0.7%	3,439	87.4%	9	0.2%	10	0.3%
	神奈川県	横浜市の	3,752,969	3,534	4	0.1%	62	1.8%	605	17.1%	1,137	32.2%	1,033	29.2%	331	9.4%	362	10.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	619	5	0.8%	0	0.0%	103	16.6%	1	0.2%	510	82.4%	0	0.0%	0	0.0%
	神奈川県	相模原市の	717,861	1,457	5	0.3%	0	0.0%	316	21.7%	0	0.0%	1,131	77.6%	0	0.0%	5	0.3%
	新潟県	新潟市の	767,565	2,599	7	0.3%	9	0.3%	156	6.0%	0	0.0%	2,281	87.8%	0	0.0%	146	5.6%
	静岡県	静岡市の	677,736	3,620	1	0.0%	1	0.0%	289	8.0%	0	0.0%	3,329	92.0%	0	0.0%	0	0.0%
	静岡県	浜松市の	788,985	4,853	154	3.2%	27	0.6%	515	10.6%	0	0.0%	3,491	71.9%	1	0.0%	665	13.7%
	愛知県	名古屋市の	2,297,745	4,782	155	3.2%	5	0.1%	1,015	21.2%	17	0.4%	3,266	68.3%	236	4.9%	88	1.8%
	京都府	京都市	1,379,529	1,506	91	6.0%	0	0.0%	278	18.5%	0	0.0%	1,067	70.8%	70	4.6%	0	0.0%
	大阪府	大阪市の	2,757,642	10,121	1,113	11.0%	453	4.5%	4,670	46.1%	0	0.0%	3,827	37.8%	58	0.6%	0	0.0%
	大阪府	堺市の	817,041	1,798	424	23.6%	156	8.7%	703	39.1%	48	2.7%	273	15.2%	29	1.6%	165	9.2%
	兵庫県	神戸市の	1,500,425	853	62	7.3%	9	1.1%	322	37.7%	3	0.4%	457	53.6%	0	0.0%	0	0.0%
	岡山県	岡山市	698,671	1,580	8	0.5%	0	0.0%	261	16.5%	1	0.1%	1,310	82.9%	0	0.0%	0	0.0%
	広島県	広島市の	1,178,773	1,798	35	1.9%	3	0.2%	748	41.6%	0	0.0%	1,008	56.1%	2	0.1%	2	0.1%
	福岡県	北九州市	921,241	3,935	110	2.8%	74	1.9%	690	17.5%	13	0.3%	2,936	74.6%	0	0.0%	112	2.8%
	福岡県	福岡市の	1,593,919	6,233	51	0.8%	45	0.7%	1,557	25.0%	0	0.0%	4,578	73.4%	2	0.0%	0	0.0%
	熊本県	熊本市	731,722	4,862	156	3.2%	12	0.2%	24	0.5%	0	0.0%	4,584	94.3%	1	0.0%	85	1.7%

(5) 相談支援専門員・相談支援員の個別状況

- 事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員の個別状況を聞いたところ、1,094人分の回答があった。回答のあった職員の区分は「相談支援専門員」が85.0%「相談支援員」が7.6%「主任相談支援専門員」が7.4%となっている。
- 就業形態は、主任相談支援専門員で「常勤専従」が多くなっている。機能強化型の事業所で一般的に「常勤専従」の割合が高い。

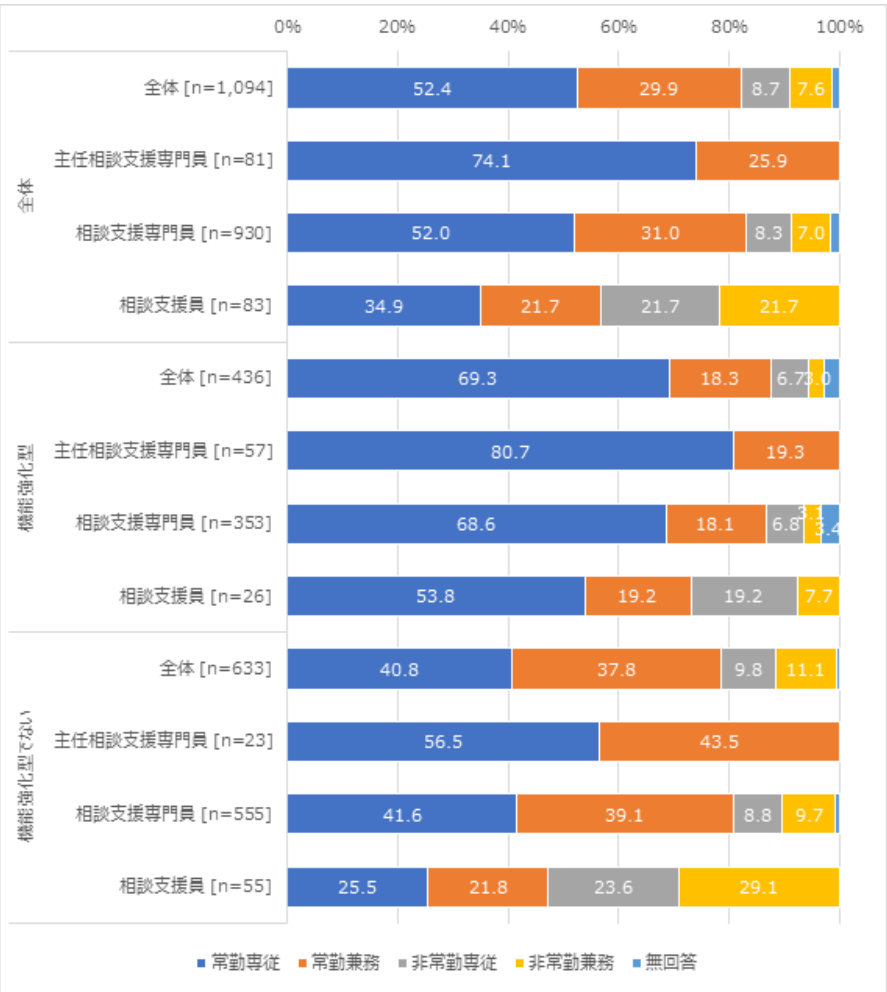
相談支援専門員・相談支援員の個別状況 区分



【相談支援専門員・相談支援員の個別状況 保有資格等（複数回答）】

(単位：%)	機能強化型				機能強化型でない			
	全体 [n=436]	主任相談支援専門員 [n=57]	相談支援専門員 [n=353]	相談支援員 [n=26]	全体 [n=633]	主任相談支援専門員 [n=23]	相談支援専門員 [n=555]	相談支援員 [n=55]
社会福祉士	36.2	59.6	34.3	11.5	25.0	30.4	26.7	5.5
精神保健福祉士	22.0	38.6	19.8	15.4	14.7	39.1	14.8	3.6
介護支援専門員（ケアマネ）	15.1	19.3	15.3	3.8	18.6	17.4	20.2	3.6
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	32.3	38.6	32.9	11.5	23.1	52.2	23.4	7.3
行動援護従業者養成研修修了者	15.4	17.5	16.1	0.0	7.0	8.7	7.6	0.0
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	26.8	59.6	23.5	0.0	13.1	30.4	13.5	1.8
精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等修了者	31.9	59.6	29.5	3.8	17.5	47.8	17.7	3.6
高次脳機能障害支援養成研修修了者	1.4	1.8	1.4	0.0	0.9	8.7	0.7	0.0
無回答	23.9	8.8	22.9	69.2	42.3	21.7	39.6	78.2

各種支援体制に関する加算の算定状況（令和6年9月）



障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障害福祉サービス等 経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・ 事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R 5・6 年度決算に おける収支差率等を 調査	(経営実態調査) R 7 年度決算におけ る収支差率等を調査
障害福祉サービス等 従事者処遇状況等調 査	障害福祉サービス等従事者 の処遇の状況及び処遇改善 加算の影響等の調査	R 5・6 年度（各年度 9 月分）の従事者の 給与等を調査	引き続き状況を把握（詳細は今後検討）	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等 報酬改定検証調査 （※ 1）	検討チームにおいて検討が 必要とされた事項や、報酬 改定の効果検証に必要な事 項等についての調査	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進 事業 （※ 2）	障害者施策全般にわたる、 引き続き解決すべき課題や 新たに生じた課題について の実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	

（※ 1） R 6 年度改定検証調査概要

下記サービス等について R 6 年度報酬改定の影響等を調査

- | | |
|----------|-----------------|
| ①生活介護 | ⑤計画相談支援・障害児相談支援 |
| ②就労系サービス | ⑥意思決定支援・権利擁護 |
| ③訪問系サービス | ⑦短期入所 |
| ④共同生活援助 | ⑧障害児通所支援 |

（※ 2） R 6 年度推進事業一次公募課題（主なもの）

- ・ 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
- ・ 共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・ 就労系障害福祉サービスの実態
- ・ 重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
- ・ 障害福祉サービス事業者の財務状況の把握
- ・ 障害福祉現場における手続負担の軽減

（注）上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。

障害福祉計画・障害児福祉計画 の基本指針

1-3

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(参考) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

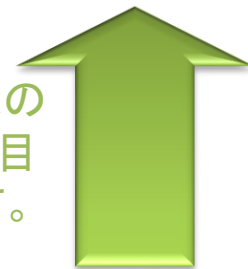
- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定



成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。



目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

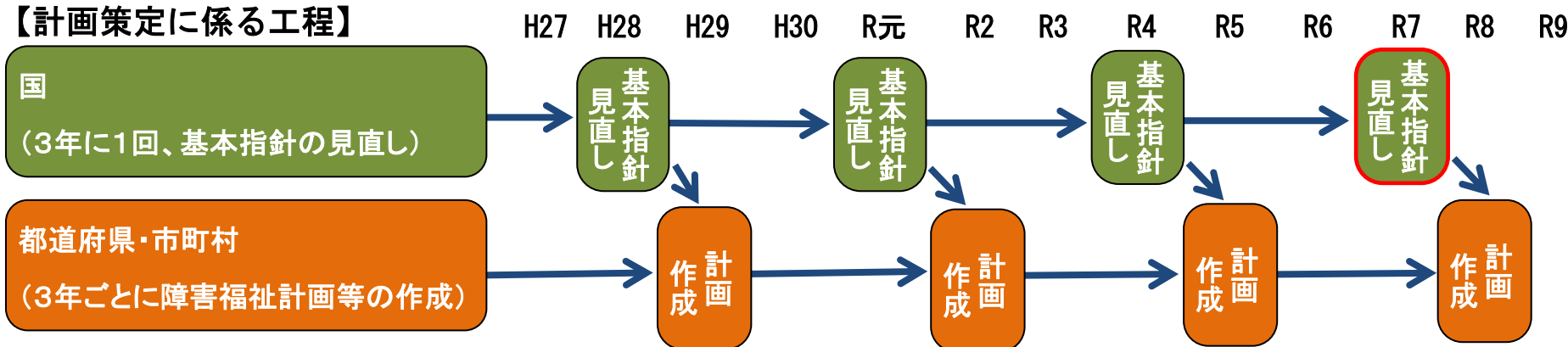
- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。
- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児福祉計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

＜今後のスケジュール(想定)＞

令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

令和9年度 計画実施(～令和11年度)

医療・介護制度等の改革



障害者地域生活支援体制整備事業費 (都道府県とのブロック会議等の開催)

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算案 11百万円（11百万円） ※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

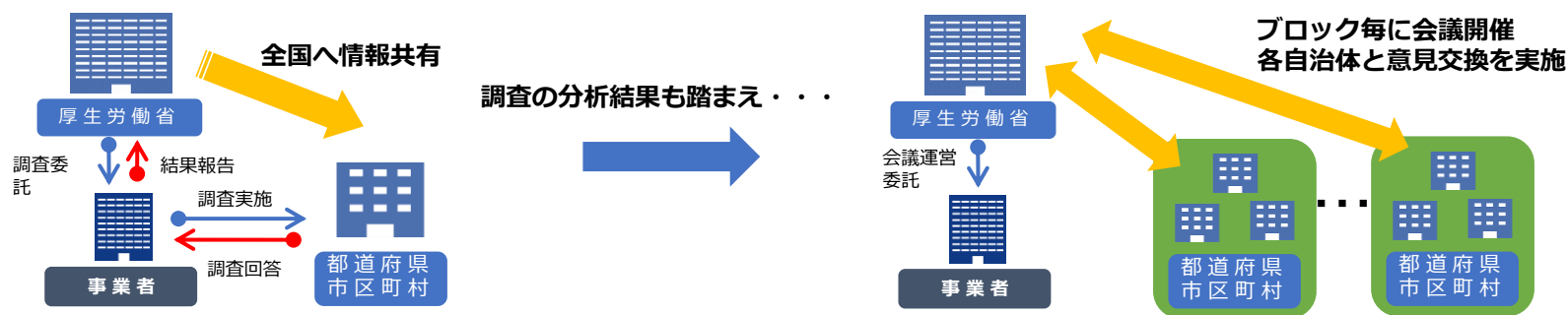
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > [障害福祉サービス等](#) > 障害者地域生活支援体制整備事業

ブロック会議の実施結果等

- 全都道府県を対象に全国6ブロックに分けて開催
都道府県職員：75名 相談選体制整備事業のADVが56名、その他4名計135名が参加。
- 全市町村を対象に計4回に分けてオンラインにて開催
自治体担当職員：1,164名 相談支援・協議会に関わる関係者：602名 計1,164名が参加

都道府県の実施状況等

都道府県名

1. 基本情報

人 (令和6年4月時点)	人	指定特定相談支援事業所	ヵ所
市町村数 (令和6年4月時点)	市町村	指定一般相談支援事業所	ヵ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	ヵ所	委託相談支援事業所	ヵ所
都道府県相談支援 体制整備事業		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	人

■基幹相談支援センターの設置状況

設置数（令和6年4月時点）	カ所	令和8年度末目標設置数	カ所
---------------	----	-------------	----

■地域生活支援拠点等の整備状況

整備数（令和6年4月時点）		カ所	令和8年度末目標整備数		カ所
---------------	--	----	-------------	--	----

■市町村（自立支援）協議会の設置状況

設置数（令和6年4月時点）		カ所	令和8年度末目標整備数		カ所
---------------	--	----	-------------	--	----

※提出用シート

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

[illegible]

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

[illegible]

他都道府県が取組が参考になる

都道府県による基幹相談支援センター

- ・ 地域生活支援拠点等整備推進事業
(地域生活支援促進事業)

2-1

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案 32百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

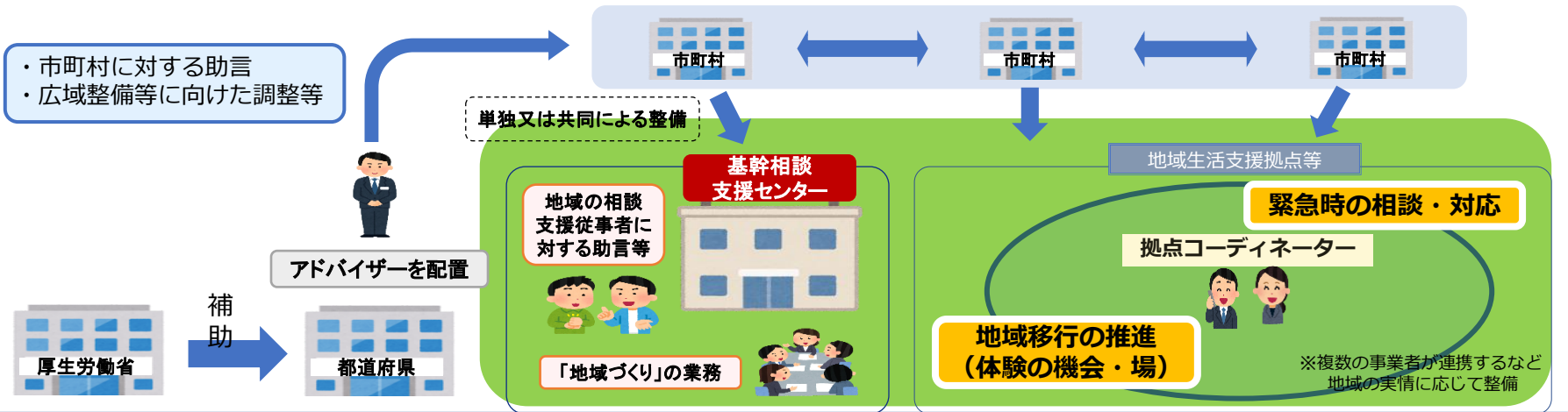
令和6年度：東京都・新潟県・福井県・高知県・大分県・沖縄県

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
- ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

東京都 令和6年度の成果目標と年間スケジュール

成果目標

【基幹相談支援センター】

- 区市町村の状況を把握するとともに、令和8年度末までに各区市町村に基幹相談支援センターを設置

【地域生活支援拠点等】

- 障害計画において、令和8年度末までに各区市町村に少なくとも1つ以上地域生活支援拠点等を整備
- 各区市町村における地域生活支援拠点等の運用状況等の確認、状況を把握していく

年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
4～6月	区市町村状況調査（設置状況・体制整備事業利用見込）	・地域生活支援拠点の整備に向けた都補助事業の案内（第1回目）
7～9月	委託に向け、予算・契約調整	・地域生活支援拠点整備・運営状況等に係る調査の実施 ・未整備自治体への働きかけを実施
10～12月	委託契約 アドバイザー派遣（14区市町）	・地域生活支援拠点の整備に向けた都補助事業の案内（第2回目）
1～3月	アドバイザー派遣 研修会・意見交換会・相談会の開催	・都補助事業の交付決定、支出

東京都 令和6年度の成果と今後の方針等

成果

【基幹相談支援センター】

- 令和6年度中に新たに3市で設置され、東京都全体で6年度末39区市町設置済

【地域生活支援拠点等】

- R7.1現在 37区市で整備済。6年度末までに1市で整備予定。東京都全体で38区市設置済となる見込み。

課題

- 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の未設置自治体については、小規模自治体が多く、利用者や障害福祉サービスの社会資源が少ないことから、設置に時間を要している。

今後の方針

- 各区市町村の状況を把握し、基幹相談支援センターの未設置区市町村に対し、広域的な観点から設置及び機能の充実・強化に向けた支援に取り組む。
- また、拠点の整備促進に向けては、補助事業の活用を促進するとともに、利用者や社会資源が少ない自治体に対して、個別ヒヤリングを行い、設置を働きかける。

新潟県 令和6年度の成果目標と年間スケジュール

成果目標

【基幹相談支援センター】

- 令和8年度末までに地域の実情を踏まえたうえで、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを24市町村において設置することなどにより、全ての市町村において地域の相談支援体制の強化を図る体制を構築すること

【地域生活支援拠点等】

- 令和8年度末までに障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、各市町村に少なくとも1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等により、効果的な支援体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討すること

年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
10月～11月		障害者地域生活支援体制整備事業（専門アドバイザー派遣事業）
2月	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等に関する市町村等担当者会議	
随時	障害者地域生活支援体制整備事業（相談支援拠点事業・専門アドバイザー派遣事業）	
その他	市町村地域生活支援事業、障害者地域生活支援体制整備事業（圏域相談支援体制整備事業）	

成果

【基幹相談支援センター】

- ・ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等に関する市町村等担当国会議の開催

【地域生活支援拠点等】

- ・ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等に関する市町村等担当国会議の開催
- ・ 障害者地域生活支援体制整備事業（専門アドバイザー派遣） 2件

課題

- ・ 圏域を超えた各市町村の取組状況の共有の場の確保
- ・ 市町村における基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、その他の相談支援事業所の役割分担や連携体制の整備に向けた地域の実情把握

今後の方針

- ・ 市町村障害福祉課担当者と基幹相談支援センター職員（未設置の場合は委託相談支援事業所職員）を対象とした担当国会議の定期開催
- ・ 圏域及び市町村担当者へのヒアリング等を通じた地域の実情把握と効果的な支援方策の検討
- ・ 基幹相談支援センター未設置市町村、地域生活支援拠点等未整備市町村に対する個別支援（加算や補助金の活用などの技術的助言を含む）

福井県 令和6年度の成果目標と年間スケジュール

成果目標

【基幹相談支援センター】

・各市町に基幹相談支援センターの設置（または同等の体制が整備された状態）を促進することにより相談支援体制の充実を図ること。

【地域生活支援拠点等】

・令和9年度末までに地域生活支援拠点を全市町に整備すること。

年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
7～9月	基幹・委託・行政等連絡協議会 市町向け相談支援体制調査	
	アドバイザー派遣（基幹設置①）	アドバイザー派遣（面的整備に向けて）
10～12月	アドバイザー派遣（基幹設置②） アドバイザー派遣（他圏域の状況①②）	アドバイザー派遣（体験機能の充実）
1～3月	アドバイザー派遣（基幹設置）	
		勉強会（行政・相談支援専門員・協議会等）

福井県 令和6年度の成果と今後の方針等

成果

【基幹相談支援センター】

・未設置の市に対して2回アドバイザー派遣し、設置に向けての協議の方法も伝えることで、具体的な協議が始まった。

【地域生活支援拠点等】

・整備済みだが1法人への多機能拠点型をとっている市に対して、アドバイザーを派遣し、面的整備の説明をし、多機能＋面的整備のハイブリッド型への移行の協議が始まった。

【その他】

・基幹・委託・行政等連絡会に市町の9割以上が参加し、相談支援体制について情報交換できた。

課題

- ・アドバイザー派遣は希望制になっているため、市町からの要望がない限り介入しづらい。
- ・アドバイザー派遣後の効果として、市町の担当者レベルでの理解にとどまり、課全体として課題として捉え具体的な動きにつながりづらいところもある。
- ・各市町によって地域生活支援拠点の評価にばらつきがある。

今後の方針

- ・未設置・未整備の市町かつ、アドバイザー派遣希望の申請が一度もない市町に対して個別に介入し助言。
- ・アドバイザー派遣後の市町用報告書（進捗状況や新たな課題が見える化）の導入の検討。
- ・地域生活支援拠点に関する各市町の評価票の収集と検討。

高知県 令和6年度の成果目標と年間スケジュール

成果目標

【基幹相談支援センター】

- 令和8年度末時点で県内全市町村で設置又は同等の体制を整備

【地域生活支援拠点等】

- 令和8年度末時点で県内全市町村で整備又は同等の体制を整備

年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
4～6月	- 未設置市町村への意向調査（4月） - 市町村との意見交換会の実施（6～7月）	- 未整備市町村への意向調査（4月） - 市町村との意見交換会の実施（6～7月）
7～9月	- 市町村との意見交換会の実施（6～7月） - 県自立支援協議会専門部会（7月）	- 市町村との意見交換会の実施（6～7月） - 県自立支援協議会専門部会で協議（7月）
10～12月	- 未設置市町村への意向調査（12月） - 県自立支援協議会専門部会で今後の支援について協議（12月） - 基幹相談支援センター連絡会の開催（12月）	- 未整備市町村への意向調査（12月） - 県自立支援協議会専門部会で今後の支援について協議（12月）
1～3月	R7年度設置を検討している市町村との意見交換会（2～3月）	- 整備を検討している町の事業所への個別説明（2月） - R7年度整備を検討している市町村との意見交換会（2～3月）

高知県 令和6年度の成果と今後の方針等

成果

【基幹相談支援センター】

- 昨年度からの取組により、一定規模の市町村では設置に向けた具体的な検討が進んでいる。

【地域生活支援拠点等】

- 特段の成果はない（市町村との意見交換会にて、多くの市町村で緊急時の受け入れ体制の確保が困難であるため拠点整備に至らないという現状を把握した）

【その他】

- 協議会ガイドラインを活用し、県で「市町村自立支援協議会の進め方（ひな形）」や「セルフチェックシート」を市町村に提供し、複数の市町村が協議会の機能強化に向けた運営の見直しに活用

課題

- 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点共に人口規模の小さな市町村では厳しい状況であり広域設置（整備）も視野に入れた検討について働きかけが必要
- 小規模市町村では、細やかに障害者を把握し、基幹相談支援センターに類似するような総合相談を受ける体制や関係機関との連携体制がある場合が多いことや、相談支援員の不足などもあり、設置の検討が進んでいない。

今後の方針

- 小規模市町村に対して、広域設置（整備）を具体的に検討できる情報を提供
- 市町村担当者会を開催（4月）し、体制整備の必要性を説明し、検討の場をつくる
- 未設置（整備）市町村の地域のサービス提供状況について、現状把握を行い市町村の実情に沿った体制整備を支援

大分県 令和 6 年度の成果目標と年間スケジュール

成果目標

【基幹相談支援センター】

- ・ 全市町村の令和 8 年度末までの設置完了

【地域生活支援拠点等】

- ・ 5 機能のうち、整備された機能の全市町村の合計数：65 機能

年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
4～6月	実態調査を実施 市町村自立支援協議会担当国会議において情報共有・グループワーク	市町村における整備状況調査を実施
7～9月	アドバイザー派遣日程調整 アドバイザー派遣実施（2市）	
10～12月	アドバイザー派遣実施（9市） 派遣実施後の報告書の集約 アドバイザー派遣計画会議①	
1～3月	アドバイザー派遣計画会議② 市町村自立支援協議会担当国会議において情報共有・グループワーク アドバイザー派遣実施（4市）	

大分県 令和6年度の成果と今後の方針等

成果

【基幹相談支援センター】

- ・ R6年度末～7年度当初 新たに7市設置見込み 計12市町（うち2町は共同設置）

【地域生活支援拠点等】

- ・ 5機能のうち、整備された機能の全市町村の合計数：67機能

課題

- ・ アドバイザーの体制強化
- ・ アドバイザー間及び県との実施方針等のすり合わせ不足
- ・ 市町村の人事異動後の担当者の知識不足
- ・ 基幹相談支援センター間の情報共有の機会の不足 など

今後の方針

- ・ アドバイザー派遣にかかる機能及び人員体制の見直し
- ・ 来年度第1四半期中に基幹及び拠点にかかる学習会を新たに開催したうえで、上半期中にアドバイザー派遣を実施
- ・ 派遣前後で定期的に県とアドバイザーにて会議を実施
- ・ 市町村とも連携した基幹相談支援センター連携会議の実施
- ・ 整備状況調査及び市町村自立支援協議会担当者会議での好事例の横展開 など

沖縄県 令和6年度の成果目標と年間スケジュール

成果目標

【基幹相談支援センター】

- R6.4.1時点 11市町村設置 → R7.4.1時点 16市町村設置

【地域生活支援拠点等】

- R6.4.1時点 23市町村整備 → R7.4.1時点 26市町村整備

年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
10月		協議会ワーキングにおいて研修会内容の検討
11月		1日：研修会実施
12月	協議会ワーキングにおいて課題整理、連絡会内容の検討	研修時の質疑応答をQ&Aに整理
1月	アドバイザー連絡会議において課題整理、連絡会内容の検討	先進的な取り組み市町村に拠点整備状況シート作成依頼
2月	市町村アンケート実施（設置状況調査） 25日：連絡会開催	市町村アンケート実施（整備状況調査）
3月	連絡会資料、アンケート結果をとりまとめ、全市町村に展開予定	研修会資料、好事例、Q&A、アンケート結果をとりまとめ、全市町村に展開予定

沖縄県 令和6年度の成果と今後の方針等

成果

【基幹相談支援センター】

令和7年4月1日設置予定・・・14市町村設置予定（計26/41市町村設置）

【地域生活支援拠点等】

令和7年度整備予定・・・5市町整備予定（計28/41市町村整備）

課題

- ・ 離島市町村における基幹相談支援センター設置
- ・ 離島僻地等のサービス事業所がない市町村における地域生活支援拠点等の整備

今後の方針

- ・ 地域包括支援センター等の既存システムを活用した基幹相談支援センター設置の検討
- ・ 整備済み市町村も含め、拠点整備の現状把握（稼働状況等）、課題整理

各都道府県における研修実施について

2-2

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者（または児童発達支援管理責任者）の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

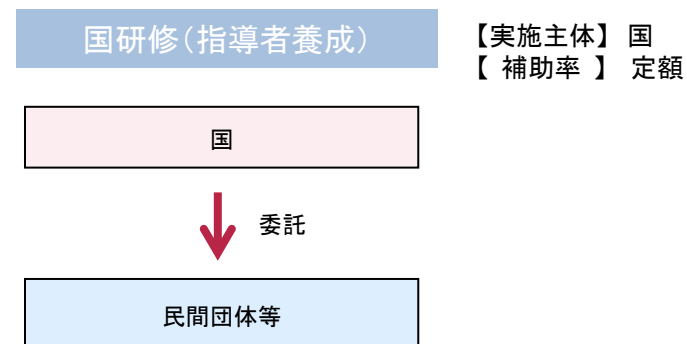
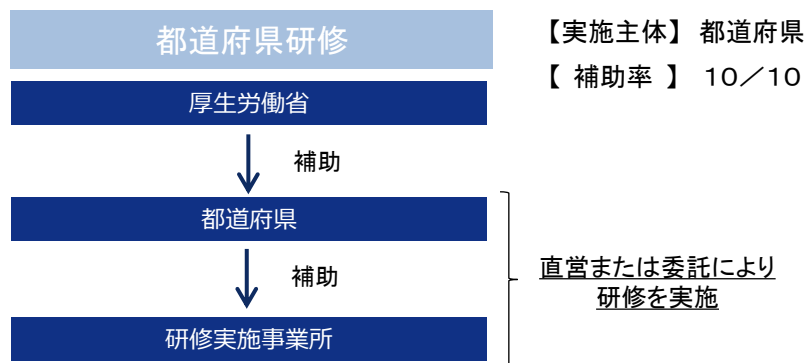
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修（都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象）の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



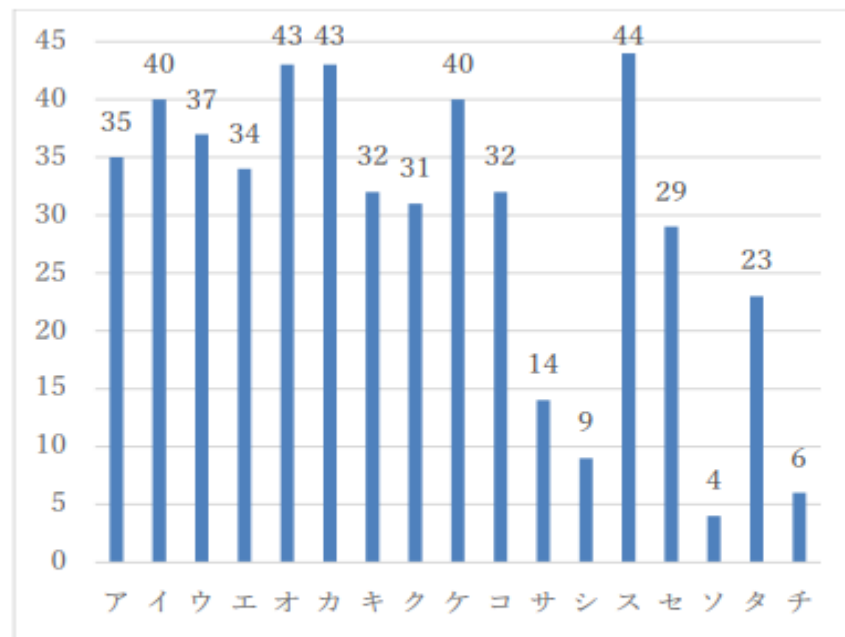
⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者（またはその家族）の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

初任研・現任研の実施に向けた取組予定等

令和7年度相談支援従事者研修等に関する調査（速報値）

（3）初任者研修・現任研修の実施に向けた検討状況について今年度実施する取組



- 他法定研修及び、サビ管研修企画者との合同打ち合わせの実施
- 初任・現任受講生がインターバル実習を地域で受講するにあたり、対応圏域の主任相談支援従事者に対する協力依頼と、実習を受ける際のポイントについて研修。
- 圏域ごとの演習講師同士の意見交換
- 事前課題（地域の社会資源調査・相談支援初任者研修受講の心得、姿勢や、地域診断等）の回答の正誤等を、受講生が属する事業所がある基幹相談支援センター職員や、基幹に属していない主任相談支援専門員に確認していただくことを実施する。
- 「実習の手引き」の作成と改定
- 実習協力依頼説明会にかえて「実習の手引き」を作成・配布予定

ア、都道府県（自立支援）協議会への報告

イ、検討ワーキンググループ等による検討

ウ、講師等への新カリキュラム資料の送付

エ、講師等向けの新カリキュラム伝達の場の開催

オ、受講生向け研修教材の作成

カ、受講生向け演習事例の作成

キ、講師向け指導書、手順書の作成

ク、オ～キ等を活用した講師向け研修会の開催

ケ、管内市町村向けの文書による周知

コ、管内事業所や相談支援専門員への文書による周知

サ、管内市町村向けの説明会の開催

シ、管内事業所や相談支援専門員への説明会の開催

ス、実習への協力依頼文書の発出

セ、実習への協力依頼のための説明会の開催

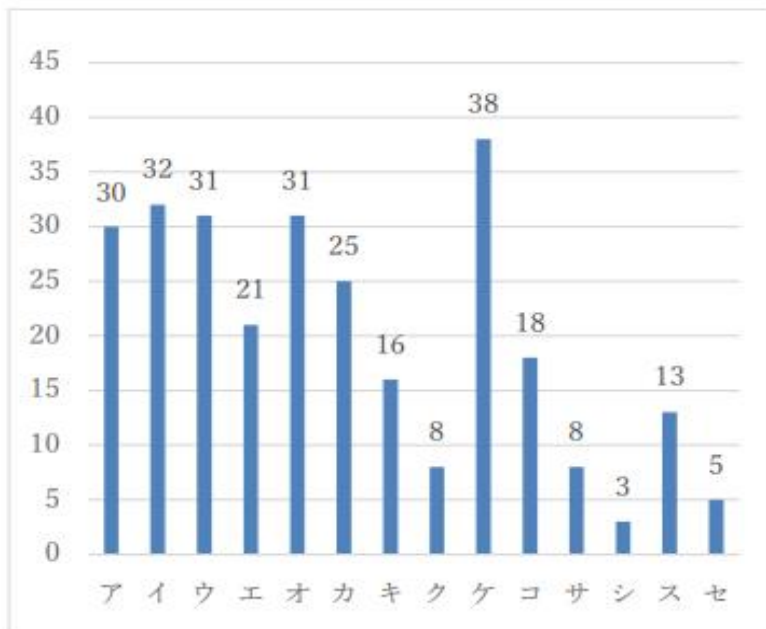
ソ、実習への協力依頼のための自治体等への訪問

タ、職能団体等の作成した全国共通のオンライン教材の活用

チ、その他の取組

主任研修の実施に向けた取組予定等

(4) 主任研修の実施に向けた検討状況について既に実施した取組



ア、都道府県（自立支援）協議会への報告
イ、検討ワーキンググループ等による検討
ウ、講師等へのカリキュラム資料の送付
エ、講師等向けの新カリキュラム伝達の場の開催
オ、受講生向け研修教材の作成
カ、受講生向け演習事例の作成
キ、講師向け指導書、手順書の作成
ク、オ～キ等を活用した講師向け研修会の開催
ケ、管内市町村向けの文書による周知
コ、管内事業所や相談支援専門員への文書による周知
サ、管内市町村向けの説明会の開催
シ、管内事業所や相談支援専門員への説明会の開催
ス 職能団体等の作成した全国共通のオンライン教材の活用
セ、その他の取組

【セ:その他の取組の内容】

- 研修の統括責任者等との研修骨子の打合せ
- 東北4県にて持ち回り開催。R6年度は山形県で開催のため周知のみ実施
- 受講生が提出するレポート様式の作成(科目ごと)
- 前年度までの主任研修修了者の講師起用
- 昨年度は主任研修未実施(主任対象のフォローアップ研修のみ実施)
- R5年度は受講者が少なかったため、研修案内前に市町村に対し受講予定者数の調査を実施

参考資料の掲載について

参考：障害のある人に対する相談支援について

[↑ ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > [障害福祉サービス等](#) > 障害福祉サービス等
↳ [6 相談支援](#) ↳ (1) [相談支援](#) ↳ 相談支援業務に関する手引き

参考：主管課長会議（令和6年3月25日）

[↑ ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > 障害保健福祉関係会議資料について
↳ 2 令和6年3月25日：主管課長会議資料 ↳ (5) 障害福祉課/地域生活・発達障害者支援室
↳ 12 相談支援の充実等について

参考：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

[↑ ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > [統計情報](#) > 障害福祉サービス等報酬改定検証調査 調査結果

令和6年度調査結果